

【本県に寄せられた全国がん登録に関する医療機関等からの御質問と回答】

- 1 届出書の pdf、届出情報ファイルの csv のファイル名は何と付ければよろしいでしょうか。
→届出支援サイトをダウンロードする際、ファイル名は自動発行されますので、変更せずに保存し、そのままご使用ください。
- 2 届出は1例ごとかまとめて送るのか、どちらがよろしいでしょうか。
→貴医療機関の運用のしやすい方法でよろしいかと思います。
ただ、連日とか毎週とかですとかえって煩雑かもしれません。他の医療機関では、一か月ごとにまとめて送付しているところが多いようです。
- 3 CT 画像診断上で診断名がわかる場合でも、病理診断名の所に入力の方がよいのでしょうか。
→必ずしも病理学的な確定診断を要しません。CT 等の画像診断、腫瘍マーカー等の血液検査などで診断された場合も診断名の記載をお願いします。＜診断根拠＞という項目がございますので、例えば CT 等の画像診断であれば、“5 臨床検査”を選択ください。

(回復期リハビリテーション病院等からの御質問について)

全国がん登録において、“届出の必要な患者”とは、「当該病院における初回の診断が行われた患者。入院・外来を問わず、自施設において、当該腫瘍について初診し、診断および／又は治療等の対象となった患者」です。回復期リハビリテーション病院等では、当該腫瘍に対して診断し、当該腫瘍に対して治療したか否かがポイントになります。

具体的な問合せに対する回答を以下に示します。

- ①紹介状にがんの病名があるのに原発部位や病理診断の記載がなく、当院で再検査を行わなかった場合、登録対象になるのでしょうか、また原発部位や病理診断 が不明な部分は空白で登録してもよいでしょうか。
→自施設において、当該腫瘍に対して治療を行えば登録の対象となります。対象となった場合、紹介状等より分かる範囲での記載をお願いします。原発部位や病理診断などが不明の場合は、不明と記入して頂き、備考欄に“〇〇病院より紹介”等記入して頂ければと思います。
- ②紹介状にがん病名はあるが、その病院でがんの治療は継続し、当院ではがん以外の生活習慣病の治療を行う場合は、「他施設で診断、初回治療終了後 自施設を受診」で作成して可能でしょうか。
→他院でがん治療を行っており、自施設の診療内容が当該腫瘍とは全く無関係である場合、届出の必要な患者ではありません。
- ③紹介状に「胸水貯留の原因として肺腺癌と診断されております。」の記載のみで、病名の欄に肺腺癌と記載。病理等、がんに関する検査結果は添付されておらず、患者さま本人ががんに対して積極的治

療を望まなかったため、胸水貯留の急性期治療が終わった状態で、長期臥床による ADL 改善の継続のため入院されました。当院でも前医でもがんに関する治療は行っていません。この場合は「その他」に登録可能でしょうか。

→長期臥床による ADL 改善のみを診断及び／又は治療の対象としている場合、届出不要と考えられます。しかし、当該患者の当該腫瘍について、自施設において、高齢や治療拒否等により診療方針として“経過観察”を決定した場合は届出の対象となります。また、転院後にがんによる胸水貯留に対する対処療法を実施した場合、自施設で当該患者の当該腫瘍に対して、診断及び／又は治療等の対象としていると考えられるため、届出の対象となります。届出の対象となった場合、「治療施設」は「他施設で初回治療を終了後に自施設を受診」になります。「その他」は「死体解剖で初めて診断された場合」ですのであてはまりません。

④外来・入院ともリハビリテーションの治療のみを当院で行い、がん治療は別の病院で行っている場合、「他施設で診断、初回治療終了後自施設を受診」で作成して可能でしょうか。

→他院でがん治療を行っており、自施設の診療内容が当該腫瘍とは全く無関係である場合、届出の必要な患者ではありません。

⑤外来で、他院からのがんパスに沿って定期的に診察や採血をするのみで、治療を一切行っていない場合、届出は必要でしょうか

→他院からのがんパスに沿って定期的に診察や採血という行為が依頼検査と同等と考えられ、自施設での診断・治療(経過観察を含む)の意思決定が全くない状況の場合、届出の必要な患者ではないと考えられます。

⑥回復期リハビリテーション病院に入院され、入院中に別の病院を定期的に受診してがんに対する診察・治療を受けている場合、届出は必要でしょうか

→当該腫瘍に対して、診断・治療(経過観察を含む)の意思決定が全くない場合、その病院にとって届出の必要な患者ではないと考えられます。しかし、全身状態を改善する治療を行った場合、それががん治療を行っている病院等の指示によるものであっても、当該患者の当該腫瘍に対して「全身状態を改善する治療」を自施設で行った場合、依頼検査と異なり、自施設の意思に基づく診療行為として、届出の必要な患者と考えられます。